

広島県告示第三十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
東小坪三四一九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線、標柱三号から五号までを昭和四十五年十二月十五日広島県告示第五十八号（小坪小学校地区に限る。以下「告示A」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号と六号を昭和五十六年一月九日広島県告示第十三号（以下「告示B」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱六号と七号を結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号は告示Aで指定した土地に存する標柱五号と六号を結んだ線上に存し、標柱四号は告示Aで指定した土地に存する標柱五号と、標柱五号及び六号は告示Bで指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	広小坪二丁目	三四一九番一四	標柱一号
		三四一九番二九	標柱二号
		三四一八番二四	標柱三号及び四号
		三四一九番二七	標柱五号
		三四一九番一九	標柱六号及び七号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

南隠渡三丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線、標柱五号と六号を平成十三年三月三十日広島県告示第三百七十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号と六号は告示で指定した土地に存する標柱一号と二号を結んだ線上に存するものとする。

郡市・区		呉市				
町		音戸町南隠渡三丁目				
地番		一八二六番一	一八二九番一 地先道路敷	一八二二番	一八〇七番二	一八〇七番一 地先道路敷
標柱番号		標柱一号	標柱二号	標柱三号及び四号	標柱五号	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

成本一二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		安芸郡					
町		海田町					
大字		成本	東海田	石原	成本		
字		番障子		神地			
地番		五一六番四	一〇〇七七番	一〇〇八四番一	一〇〇八八番一	五四五番一	四三七番一
標柱番号		標柱一号	標柱二号	標柱三号及び四号	標柱五号	標柱六号	標柱七号
						四九六番一	標柱八号